令和4年度 公文書開示(10月決定分)

月	山十十尺	14年度 公人首例小(10万次足力)			決	定	区分			(栝	拠	規定	Ē) :	条例	列フ	条			
:整理番号	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開部所	非開示	不存在	否応答 拒	1 :	2号	3 号 ÷	4		6	7	8	9 号	非開示理由等	所管局部課等
1	R4. 9. 14	R4. 10. 4	兼職承認通知書 (2 建総総第438号、3 建総総第389 号、4 建総総第274号)	3	1														建設局 総務部総務課
2	R4. 9. 27	R4. 10. 5	大沢川整備工事 (その6) の竣工図の うち ・平面図 (1/32) ・城山川右岸縦断図 (4/32) ・城山川標準縦断図 (7/32) ・城山川線断図 (その3) (14/32) ・ブロック積護岸工構造図 (15/32) ・城山川ブロック積護岸展開図 (17/32) ・城山川堤防取付擁壁展開図 (24/32)	7	1														建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
3	R4. 9. 29	R4. 10. 11	令和2年3月31日付31建河管第1445号 令和元年度河川事業補助金交付決定書	1	1														建設局 河川部 管理課
4	R4. 10. 3	R4. 10. 17	「補助第73号線(十条)現況測量」の うち、73-IP5に折れ点が生じている理 由が記載された部分	3	1														建設局 第六建設事務所 工事課
5	R4. 10. 11	R4. 10. 18	中川護岸耐震補強工事(その51) 1. 工事変更設計書 2. 変更工事費終括書 3. 変更工事別内訳書 5. 代価明細表 6. 変更材機料品調書 7. 変更材料品調書 8. 諸経費計算書 9. 特記仕様書(第2回変更) 10. 第2回設計変更図	*	1														建設局 河川部 改修課
6	R4. 10. 13	R4. 10. 19	5. 谷地川整備工事 (その15) の竣工図 6. 谷地川整備工事 (その17) の竣工図 7. 谷地川河川改修一連の施工年度・施工会社が分かる資料	*	1														建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
7	R4. 10. 7	R4. 10. 19	都道におけるテラス等営業のための道 路占用許可状況	1	1														建設局 道路管理部 監察指導課

令和 4 年度 公文書開示 (10月決定分)

月	114平度		音用示(IU月决定分)			決定区			(木	艮拠	規	定)	条值	列フ:	条			
,整理番号	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不存在	1 号	2 号	3 号	4 号	5号	6 号	7 号·	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課等
8	R4. 10. 7	R4. 10. 21	①土地収用法106条の規定「第二十六 条第一項の規定による事業の認収用 た土場では、 を第一項の規定による事業の認収用 た土地の全部を事業をの用に供しなかから もれた権利取得の時期に土地の大きなを を力とさいるに、 を引い受けが行われた事例の内容を でしたりでする。」で の事例は、この質が行われた事例の内容 が立ちで表してもいるである。」で により受けが行われた事例の内容 では、 の事例は、る一般自動による道等的によるで が上地で、 の事例は、る一般自動による。 が上地で、 が上地で、 の事例は、る一般自動による。 が上地で、 が上地で、 の事例は、 が上まる。 が上まる。 が上記運送は、 が上まる。 の規定によりでいた。 でして、 でして、 の規定に関係 をいたが、 でして、 の規定に関係 をいたが、 の規定に関係 をいたが、 の対象の規定に関係 をいたが、 の対象の対象を の規定に関係 をいたが、 の対象を の規定に関係 をいたが、 の対象をの規定に関係 をいたが、 の対象をの対象を の対象をの対象を のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、				1										当該請求に係る公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 用地部調整課
9	R4. 8. 23	R4. 10. 21	令和元年度に東京都第六建設事務所が 発注した環状第3号線に関わる道路線 形基本設計の成果品	*		1						1	1				(第7条第5号) 都市計画道路に係る未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報は、都の機関及び他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に和民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第6号) 都市計画道路に係る未確定な方針、検討対象、判断・評価基準等の情報を公にすることにより、道路線形・幅員・構造など都市情報を公にすることにより、道路線形・幅員・構造など都にあるとや、憶測に基づく行動により不利益や支障が生じることや、憶測に基づく行動により不利益や支障が生じることや、憶測に基づく行動により不利益や支障が生じることや、協計の基準で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局第六建設事務所工事課
10	R4. 9. 5	R4. 10. 24	「夢の島熱帯植物館の履行確認会議資料(令和4年7月分)」一式	*		1			1		1		1				(第7条第4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから犯罪の予防に支障を来すおそれがあるため。 (第7条第2号) 施設担当者や利用者等の個人の名前や携帯電話番号、顔写真は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (第7条第6号) レスナビ用スマートフォンの電話番号は、公にすることにより、本来の業務目的以外の電話が大量又は無差別に発信されるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 東部公園緑地事務所 管理課

令和 4 年度 公文書開示 (10月決定分)

	H T T IX					油点	E区:	\triangle			(1	⊟ łbn	±日 =	÷١	久/	列7条		
月整理番号	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示				否心答	1 号·		3号			6	7 8 号 号	g	9 号 非開示理由等 所管局部課等
11	R4. 10. 13	R4. 10. 25	1. 協定書 昭和60年2月26日 2. 八高線北八王子・小宮間谷地川橋 りょう改築その他工子事の覚書の一部変 更に第1840号の2 3. 八高線北八王子・小宮間谷地川橋 りょう改築その他工事の財産引継ぎに ついて 平成2年3月31日 東運施管 第93号の2 4. しゅんエ図(「4. 八高線北八王子・小宮間谷地川橋りようないで 平成18年の財産引継ぎに のいて 平成2年3月31日 東運施管 第93号の2 4. しゅんエ図(「4. 八高線北八王子・小宮間谷地川橋りような、平成2年3月31日 東連施管第93号の2」の 3. 引継図書にあるしゅんエ図) (個人情報及び法人の印影を除く)	*	1													建設局 河川部 改修課
12	R4. 10. 18		土砂災害防止に関する基礎調査 (急傾 斜地の崩壊) (急傾斜地の崩壊区域調 書) 201025-K023 (個人情報を除く)	*	1													建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
13	R4. 10. 24		大島循環線事業箇所大島公園 事業開 始の工程表	2	1													建設局 道路建設部 道路橋梁課
14	R4. 10. 24	R4. 10. 27	石神井川整備工事(その166)第2回 設計変更にかかわる (1)工事変更設計概括書 (2)変更工事費終括書 (3)変更工事総括書 (4)変更種別内訳書 (5)代価明細表 (6)諸経費計算書	*	1													建設局 河川部 改修課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。